

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会  
第146回定例会・会議録

日時 平成27年8月5日(水) 18:30～20:50  
場所 柏崎原子力広報センター 2F研修室  
出席委員 池野、石川、石田、桑原、三宮、須田(聖)、須田(年)、高桑、  
高橋(武)、高橋(優)、武本(昌)、千原、内藤、中川、  
中村(明)、中村(伸)、三井田  
以上 17名  
欠席委員 石坂、竹内委員  
以上 2名  
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所  
平田所長 藤波副所長 佐藤防災専門官  
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長  
新潟県 原子力安全対策課 井内課長補佐 倉島副参事 池田主査  
医務薬事課 宮本課長 三上副参事  
柏崎市 防災・原子力課 小黒課長 関矢課長代理  
若月主任 砂塚主任  
刈羽村 総務課 太田課長 山崎主任  
東京電力(株) 横村所長 須永副所長  
佐藤英リスクコミュニケーター  
瀧澤放射線管理 GM  
宮田原子力安全センター所長  
室星部長  
山田地域共生総括 GM  
中林地域共生総括 G  
徳増地域共生総括 G  
(本社) 宗立地地域部長  
佐藤リスクコミュニケーター  
(新潟本部) 橘田新潟本部副本部長

ライター 吉川  
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 松原事務局長  
石黒主事 坂田主事

## ◎事務局

定刻になりましたので、ただ今より地域の会、第146回定例会を開催いたします。これからは座らせて説明させていただきます。

まず最初に、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

事務局からは、本日の次第。それから委員の皆さんへの限定配布になりますが、地域の会の委員参加によります7月1日の長岡技術科学大学の学生との対話集会の概要。同じく委員の皆さんへの限定配布になりますが7月6日、7日に実施しました、会長、副会長によります挨拶訪問結果。それから地域の会の委員が参加しました7月12日の柏崎刈羽原子力発電所の見学概要。そしてこれも委員限定になりまされども、A5サイズの「質問意見」用紙でございます。

続きましてオブザーバーの配布資料になります。まず原子力規制庁からは「地域の会の第146回定例会資料」という題名で資料1、2、3が盛り込んだ冊子が一部届いております。

資源エネルギー庁からは「前回定例会以降の主な動き」についての資料になります。

また新潟県、防災局原子力安全対策課からは3種類資料が届いております。「前回定例会以降の行政の動き」そして、「県地域防災計画について」もうひとつが「新潟県の報道資料」この3種類が届いております。

続きまして、柏崎市防災原子力課からは、2種類の資料が届いております。ひとつは「PAZにおける安定ヨウ素剤事前配布の概要」そしてもう1枚が「委員への意見の回答書」ということで2種類届いております。

あと、最後になりますが柏崎刈羽原子力発電所、いわゆる東京電力株式会社からは3種類の資料があります。「前回以降の動き」がひとつでありますし、それからA3版の資料、「廃炉・汚染水対策の概要」、そして最後が「委員への質問回答」とこの3種類になります。以上でございますが揃っておりますでしょうか。もし、不足等ございましたら事務局のほうへお申し出いただければなど、こう思います。

会議に先立ちまして事務局から連絡をさせていただきます。毎度のことでありまされども、携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードに設定をお願いしたいと思います。

それではさっそく会議を開催させていただきますが、これからの議事進行につきましては議長からお願いいたします。

## ◎桑原議長

ありがとうございます。皆さん、こんばんは。お暑い中お集まりをいただきましてありがとうございます。お忙しい時間帯でございますが、時間いっぱいご議論をいただければと思っております。それでは今回は第146回の定例会となりますので次第にのっとりまして進めさせていただきますと思います。

まず前回定例会以降の動きでございますが、その前に資源エネルギー庁の所長さんが今回代わられておりますので冒頭ちょっとご挨拶をお願いしたいと思います。

## ◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

橋場の後任で着任いたしました日野と申します。よろしくお願いいたします。前

職は東京のほうの資源エネルギー庁で福島第一原子力発電所の事故収束に向けての研究開発、具体的には燃料デブリ取り出しに向けての調査ロボットの開発とか除染ロボットの開発だとか、そういうものに携わっておりました。最初のうちは皆様のご質問に対して的確に回答できないかもしれませんが早めに勉強してできるだけ早くご期待に応えられるようにいたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではですね、東京電力さんから前回定例会以降の動きということでお願いしたいと思います。

◎須永副所長（東京電力）

東京電力の須永から説明をさせていただきます。

7月12日に委員の皆様には発電所を見学いただきまして、ご意見、ご感想をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。今後ともしっかりと安全対策や教育訓練に取り組んでまいりたいと思います。また発電所を車中から見学できるコースがございましてこちらについては土曜とか日曜、祝日を含めまして随時開催しておりますので、もしご要望があればご一報いただければと思います。

それでは、「前回以降の動き」、右上に東京電力株式会社と書いてある資料をご覧くださいというふうに思います。

不適合関係としては3件ありまして、ひとつは大湊側焼却建屋におけるプロパンガスの微量な漏えいについてです。4ページと5ページを見ていただければと思います。

大湊側にあります雑固体の焼却設備の燃料系の供給配管の溶接箇所から微量なガスの漏えいを確認しました。速やかに隔離弁を閉めることによりまして供給元となるボンベからの漏えいは停止しました。高圧ガス保安法の報告事項に該当することから新潟県の防災局に報告し、防災局から現場確認や点検記録を確認いただきました。6ページと7ページをご覧ください。焼却炉にプロパンガスを供給する設備は法令により1年に1回自主点検を行なうことが定められていましたけれども、漏えいした配管含む一部の設備が定期自主点検を行なうべき範囲に含まれておらず点検がされておりました。定期自主点検が必要となる対象範囲について当社の解釈に誤認がございまして間違いがございまして、検査項目の一部が実施されていないことがわかりましたことから、当該設備についてはその後自主点検を実施し異常がないことを確認しました。尚配管の漏えい検査については現在実施しているところでございます。

また反対側の荒浜側というのがございますが、そちらのほうの焼却設備についても同様の解釈で管理をしていたことから速やかに点検を実施して異常のないことを確認しました。不適合関係といたしましてはこの他に2件ございまして、発電所構内において病人が発生しております。こちらにつきましては後ほど資料をご覧ください。

発電所関係につきまして、1件紹介をさせていただければというふうに思います。12ページと13ページをご覧ください。当発電所に大容量の放水設備を配備する

件でございます。何らかの要因によりまして燃料が損傷し放射性物質が拡散するおそれがある場合に大容量の水を放水することによって建屋外へ放出される放射性物質を抑制することを目的といたしまして設備を5セット配備する予定ですが、7月末までに2セットが配備をしてございます。福島第一の2号機では放射性物質が抑制されずに放出されてしまいました。そのような状況であったとしても大量の水を放水することによって放射性物質を敷地内、建屋の近傍で打ち落とすようなイメージでございます。放水設備は送水車と放水砲からなっており放水量が大きいことから海水を使用いたします。

15ページを見てください。この設備は航空機衝突により航空機燃料火災が発生したときには泡を放射して消火を行うことができます。その様子が15ページのこのイメージでございます。この他にも発電所の安全対策の取組み状況や新規制基準の適合審査の状況について資料として記載しておりますのでお時間のあるときにご覧いただければというふうに思います。

それでは福島第一の状況について佐藤から説明させていただきます。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力・本社）

東京電力の佐藤でございます。資料はA3横長の大きな紙をご覧ください。福島第一の状況についてご説明いたします。表紙をめくっていただきまして裏のページでご説明したいと思っております。

まずは左上の1号機建屋カバーでございます。1号機原子炉建屋の上にありますガレキの撤去とプールに保管されています燃料の取り出しに向けて、写真にありますように7月28日からカバーの解体作業に着手しております。今後も放射性物質の監視を強化しながら慎重に作業を進めていきたいと考えております。

続きまして、右隣の3号機使用済燃料プールでございます。3号機の使用済燃料プールに保管されております燃料を取り出すために、このイメージ図にあります燃料の上に緑色の燃料交換機というものでございます。この取り出し作業を8月2日に無事完了いたしました。これ以外にもまだ細かいガレキがプールの中にありますので、今後、残りのガレキを安全に取り出していきたいと考えております。

続きまして、その下の2、3号機海水配管トレンチでございます。海水配管トレンチと呼んでおります地下トンネルの中には、事故当時に高能度の汚染水がたまっておりました。この汚染水を取り除くという作業を続けてきたわけですけれども7月30日に3号機の海水配管トレンチからの汚染水の取り除きが完了しました。2号機、3号機、4号機含めまして、トレンチからの汚染水除去に関する作業にひと区切りがついたという状況でございます。

福島関係は以上になります。

◎桑原議長

それでは東京電力さんそれでよろしいでしょうか。それでは引き続きまして規制庁さんお願いいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の平田でございます。資料に基づいて説明させていただきます。

左側クリップで閉じた、「地域の会第146回定例会資料」原子力規制庁というク

レジットの書類でございます。

1枚めくっていただいて、「前回定例会以降の原子力規制庁の動きについて」資料1にまとめてあります。まず、規制委員会は7月1日の第17回定例会で新規制基準適合性審査の状況について委員会に報告されているという内容以降、7月8日、15日、22日、29日と毎週委員会が行なわれております。それで最後に8月5日、本日ですが第23回の定例会で今年度、平成27年度第1四半期保安検査の実施状況について委員会に報告が行われて了承されております。これについて若干補足の説明をさせていただきたいと思っております。添付の1というふうに資料を付けております。資料の一番下に通しページが振ってありますが、これでいって5ページ、5と書いてあるところをご覧になっていただきたいと思っております。

これは本日の委員会報告資料の柏崎に関する抜粋部分についてまとめてあります。ここでまず結論からいいますと、今年度第1回第1四半期の保安検査で柏崎刈羽原子力発電所に対する結果として特段違反等に該当するものはなかったという結論で委員会の報告がされております。

この資料1枚めくっていただいて、下の通しページでいうと6と書いてあるところなんですけれども、ちょうど真ん中よりちょっと下ですかね、「一方」というところから始まるんですけども、平成26年度、昨年度柏崎刈羽発電所において、今回今年度の保安検査で他の事務所が保安規定違反というふうに判定した事象がございまして、それと類似した事象が昨年度柏崎の発電所でも起こっていたと、規制庁としてもその報告を受けていたんですが昨年度は特に規制庁としては違反という判定はしておりませんでした。類似の事象にも関わらず、今年度は違反、昨年度は違反としてなかったということでそのあたり規制庁の中で判断基準にあいまいなところがあるということから、今後は是正処置を講じてこういうことのないように図っていくということで、これ規制庁自らの反省でお恥ずかしい話ですがそういうことが書かれております。

ちなみに昨年度柏崎でどんなことが起こったかという下の通しページでいうと9ページになりますが、別表1-3と書かれた「柏崎刈羽原子力発電所における事象について」ということで、ひとつが計器の点検周期が元々計画していたものから超過していたことがわかりましたという報告を受けております。これに関しては東京電力は直ちに点検をして計器に異常がないということを確認していると。それから我々のほうでも内容を精査しまして原子力の安全に問題はなかったという判断をいたしました。ということで当時は特段保安規定の違反として宣言するというところまではしていなかったということでございます。

それからもう1点が同じく記録の紛失ということでこれも本来保管すべき期限内の記録を一部紛失してしまったという報告を受けたものでございます。これに関しても記録の原本は紛失してはいたんですが幸いにしてコピーがあったということで東京電力の中で決められた手順によってそのコピーを記録としてもう1回作り直して保管することにしたということで実質的にはちゃんと運用はできていた、ですが本来持つべき記録を期限内に紛失してしまったということで安全には影響がないという判断でこれも同じく昨年度は事務所としては違反とまではいえないだろうという判

断をしていたものでございます。ところが今年度他の事務所で保安検査をやったときに同じように設備の計器の点検超過と記録の紛失という事象が確認されましてそれについてはそれぞれの担当事務所が保安規定の違反というふうに判断して報告したということでそのあたりが規制庁の中の判断に違いが出たということで、それを今後改善しようというものでございます。

戻っていただいて下の資料の1-1ページですが、放射線審議会に関しては緊急作業に従事する被ばく制限の見直しについて2回の諮問が行なわれております。

それからその下の、柏崎の6、7号炉の審査状況に関してはご覧のとおり7月1日から次のページの8月4日にかけてご覧のとおりヒアリング等が行われております。

それからその下に被規制者等との面談とありまして、これは6、7号炉に限らず柏崎刈羽の原子力発電所としての面談ということで別出ししておりますが、これも7月1日から7月21日にかけて面談が行われております。

それから下の通しページで言いますと3ページですが、規制法令及び通達等により提出された文書ということで規制庁が東京電力から受けた文書でございます。これは7月1日の溶接安全管理審査申請書の変更届に始まりまして、最後下の4ページになりますが、これもあの別のもので溶接安全管理審査の申請書ということでそれぞれ受理しております。この1ヶ月の動きに関しては以上でございます。

それから下の通しページで11ページになります。資料2として放射線モニタリング情報の最新の情報の掲載場所について紹介しております。内容については非常に大部の内容になっておりますので必要に応じてここに書かれたアドレスでご覧になっていただければと思います。結論から言いますとモニタリングのデータには異常を示す数値は出ておりません。

それから最後の資料3、下のページで13ページ、14ページになりますが、これが前回定例会で受け付けました委員からのご質問への回答ということでまとめております。

まず内藤委員からのご質問で6、7号機の地震等に関わるヒアリングの資料公開ですが現在7月13日に行ないました44回まで公開されております。これはやはりヒアリングしてすぐ当日とか翌日公開というのはなかなか難しい状況ではあります。できるだけ早く公開できるようにということでは対応しております。今後も準備ができ次第すべて公開していくということにしております。

それから2番目の高桑委員からのご質問ですが、緊急作業時の被ばくに関する規制の見直しに関連してということで、緊急作業時の被ばくに関する見直しなので、あくまで対象は発電所内の原子力事故が起こったときに対処する要員に対する被ばく線量限度の見直しなんです。ご質問としてはオフサイト、要は発電所外で例えば避難誘導にあたる自治体の方ですとかそういう方に関してはどうなんでしょう、それから規制庁自体の職員はどうなんでしょう、というご質問でした。

まず1点目の回答ですが、事故の際にオフサイトで活動する防災業務関係者、これは実働部隊といいまして、例えば自衛隊とか警察、消防は除きますが、例えば自治体の職員、それから民間人を含んで避難誘導等に当たる方に関しては現行ある

ものは原子力災害対策指針になっております。ただそれだけで万全かということもなくて内閣府において有識者会議「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」というのを始めております。この中で今後安全確保観点から必要な資機材ですとか線量管理の方法などについて検討を進めていくことになっております。

それから最後のページが規制庁の職員に関する、職員はどうなんだということですが、まずは、線量限度に関しては規制庁は発電所内で事故収束に対応する作業員と同じということで、上限250ミリシーベルトが適応されることとなります。これは人事院規則が改訂されましてそれによって規制庁は発電所内の作業員と同じですよ、というかたちになります。

それから制限線量について該当者への説明と同意ですが、これはおそらくこれから事務所の我々職員も含めてこういうことだよ、という説明と事故時にはちゃんと現場に行って被ばく限度が250だけどそれで作業してね、という同意書が取られることになると思います。風の噂で聞いたところでは同意を拒否することもできるらしいんですが、その場合にはこういう事務所の勤務はできなくなるということで基本的にそういう人間はいないと思いますけど、いずれにしても規制庁の職員であっても必ず説明と同意は必要になるということです。

それから制限線量を越える事態の場合というのは、規制庁の職員、人数も限られていますけど何とか交代の派遣等を含めてやり繰りしていくしかないということで、これは実際に事故が起こったときでなければわからないので臨機応変に対応するという事になっているかと思えます。

ご質問への回答は以上で、規制庁からの説明は以上でございます。

#### ◎桑原議長

ありがとうございました。それでは続きまして資源エネルギー庁さんお願いします。

#### ◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁です。お手元にある、「前回定例会（平成27年7月1日）以降の主な動き」というタイトルで右上のほうに資源エネルギー庁のクレジットで書いてある2枚紙の資料をご覧ください。こちらに基づいてご説明させていただきます。

まず最初に、「1. 原子力・エネルギー政策の見直し」について、(1)長期エネルギー需給見通しについて検討が行なわれています。こちらについては6月に前所長であります、橋場のほうからパブリックコメントをかける前の案文についてご報告させていただいております。その後6月2日から7月1日までパブリックコメントが行われ、それを踏まえて議論がなされ、微修正が行なわれた後、とりまとめがなされております。なお、長期需給見通しを踏まえて翌日の7月17日に地球温暖化対策推進本部が開催されて、国連に提出する日本の約束草案が決定されております。詳しくは後ほどご説明させていただきます。

また、パブリックコメントについて、2060件ほどご質問をいただいております。頂いたご質問の内容とそれに対する回答については資源エネルギー庁のホームページで公表しております。ご関心のある方はご覧願います。

つづきまして2番目、(2)です。競争環境下における核燃料サイクル事業について、各事業者からの資金拠出のあり方等の検討を行なうために新たに設けられたワーキンググループになります。第1回は自由討論が行なわれております。

続きまして、制度設計ワーキンググループです。小売全面自由化に係る詳細制度設計等について議論がなされています。

続きまして(4)、こちらも新たに設けられるワーキンググループです。火力発電の高効率化を図るため発電専用設備及び発電を行う事業者に関する省エネ法の判断基準の見直しについて検討を行なうために新たに設けられたワーキンググループです。こちらも第1回ということで委員からの自由討論がなされています。

続きまして1枚めくっていただきまして、(5)の新エネルギー小委員会では、関係団体のヒアリングが実施されています。

続きまして6番目、買取制度の運用ワーキンググループでは、小売全面自由化に向けた固定価格買取制度の運用見直しについて議論がなされています。

続きまして「2. 高レベル放射性廃棄物の最終処分計画見直し」について、(1)放射性廃棄物ワーキンググループでは、基本方針の改定を踏まえた理解活動について議論がなされています。

(2)地層処分技術ワーキンググループについて、前回に引き続き、科学的有望地の要件・基準について議論がなされています。

3.「福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水処理対策」について、(1)「廃炉・汚染水対策現地調整会議」は定期的に行われているものです。先ほど東京電力さんからご報告がありました、1号機のカバー解体時における飛散抑制対策等について議論がなされています。

(2)汚染水処理対策委員会について、汚染水対策の進捗状況等について議論がなされています。

(3)陸側遮水壁タスクフォースについて、前回に引き続き建屋残留水処理等について議論がなされています。

最後に「4. その他事項」といたしまして、(1)本年度のエネルギー白書が公表されています。

(2)について、先ほど長期エネルギー需給見通しについてご説明しましたが、その翌日7月17日に開催されました地球温暖化対策推進本部の内容が記載されています。こちら会合では2030年度の温室効果ガスの排出量を26%に削減する、国際的に遜色のない野心的な目標を内容とする日本の約束草案を決定しております。なお、同日付で同草案を国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局へ提出しております。

最後ですが、原賠・廃炉機構法に基づく特別事業計画変更の認定がなされています。以上がご説明になります。

#### ◎桑原議長

ありがとうございました。それでは本日最後のほうに新しい委員さんを主とするフリートークを設けられていますので、前回定例会の動きを新潟県さんから刈羽村さんまで続けて説明を受けまして、それから皆さんの質問を受けたいと思います

ので、新潟県さんお願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県原子力安全対策課井内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは右上に新潟県と書いてございます、「前回定例会以降の行政の動き」この資料をご覧いただきたいと思っております。

1番目、安全協定に基づく状況確認でございます。7月10日に柏崎市、刈羽村とともに月例の状況確認を実施いたしました。主に5号機の蒸気タービン軸受箱付近からの油漏れなどについて確認させていただきました。

7月13日、安全管理に関する技術委員会の中の課題別ディスカッション、地震動による重要機器の影響につきまして議論をさせていただいたところでございます。この回は、爆発の専門家をお招きいたしまして、1号機の水素爆発が4階だったのか5階だったのかということを中心にご議論いただいたところでございます。議事録につきましてはペーパーの2番の下にアドレスが入っております。この中に議事録が掲載されております。このときの会合につきましては報道に公開された会合とさせていただいております。

3番、その他といたしまして、いくつか7月の中で報道発表させていただきましたのでこれを少しご紹介させていただきます。

7月7日、中央防災会議が当日ございました。この中央防災会議の中では国が定めます防災基本計画についての議論が行われましたけれども、防災計画の修正に関しまして中央防災会議の委員であります、新潟県知事 泉田裕彦のほうから発言をさせていただいたところでございます。主には防災基本計画の修正内容の中の SPEEDI の削除の件でございます。発言といたしましては SPEEDI の削除ということで判断材料のひとつとしてはこの予測的手法も活用できるのではないかという考え方から見直しそのものには反対で、ということで引き続き全国知事会と調整をしていただけないかという、概ねそのような発言内容でした。

7月9日の報道発表でございます。こちらは東京電力からの損害賠償額、福島原発事故に伴う一部支払いでございます。受領額としては1番にありますが、主な内容について2番ということで職員の時間外勤務手当ですとか県産食品輸出検査支援経費などにつきまして新潟県は支払いを受けております。

7月13日、課題別ディスカッションにつきましては先ほどの内容でございます。

7月20日の報道発表資料、午後11時10分に地震がございまして柏崎市で震度2ということで観測をされました。発電所のほうには異常はございませんでした。

7月24日、原子力規制委員会が議論を続けております、原子力災害対策指針の改定原案へのパブリックコメントにおける新潟県の意見の報道資料でございます。原子力災害対策指針のこのときにパブコメの対象になった内容につきましては主に原子力災害医療に関することとございましたが、まとめた資料といたしましては右上に別紙と四角で囲んでございます。大きく3つ意見させていただいたところがございます。1の「避難退域時検査」とございまして原子力規制庁さんの資料によりますと、避難や一次移転される方の汚染状況を確認することを目的とした検査のこととございます。「避難退域時検査」につきまして県のパブコメでの意見としまし

ては車そのものですか、車の代表者の方を対象に行われるものと聞いておりますが、ご避難される住民の方の不安の軽減ですか汚染程度の確認という点では不十分な点、面があるのではないかとということでまず全体スキームについて明らかにしてくださいようお願いいたしますという内容が1番です。

2番、検査そのものは立地道府県が実施主体になっておりますが検査の実施に必要なマンパワーの確保ですか、検査に際して国の責任と役割、これも明らかにしていただいたうえで必要な措置を講じてくださるよう、という内容です。

3番につきましては、関連する資機材、設備の整備等の経費について十分な規模の財源措置をお願いしたいという内容でして、その詳細の意見につきましてははぐっていただいたこの2枚が今回の新潟県からのパブコメの全てでございます。

原子力規制委員会さんの議論のほうでございますけれども、今日の午前中も定例の会合が開かれているようですけれども、今日の午前中の段階ではまだこのパブコメを受けたご議論はなされていないようでした。

7月27日の東京電力からの損害賠償額の一部支払いでございます。こちらの新潟県が受領した主な内容ですが、県産の稲わらの緊急確保支援経費でございます。稲わらそのものは主に東北の太平洋の沿岸地域から確保していたと聞いてございますがそれに代わるものとして県産として緊急的に確保したものの経費ということでございます。さらには県警職員の特殊勤務手当、これは例えば帰還困難区域ですか、福島の方で新潟県警の職員が業務に当たった際の手当てということでございます。

最後になりますが、7月31日の知事コメントでございます。2回不起訴になっておりました東京電力の旧経営陣3人の方につきまして、起訴すべきという東京第5検察審査会の議決が当日ございました。最終的にはコメントといたしましては司法の場で事故責任の所在が明確なることを期待しております。というふうにくくらせていただいたところでございます。

ホチキス止めの報道資料は以上でございますし、本日の午前中、新潟県知事の定例記者会見の中で安定ヨウ素剤について報道発表ございましたが、こちらにつきましては資料用意させていただいておりますけれども、このあとの時間、新潟県お時間頂戴してございますのでその中で少し触れさせていただければと考えておりますのでよろしくお願いたします。ありがとうございました。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、柏崎市さんお願いします。

◎小黒防災・原子力課長（新潟県）

柏崎市防災原子力課長の小黒でございます。よろしくお願いたします。

前回からの動きですが、7月10日新潟県、刈羽村さんと発電所の月例の状況確認を行わせていただきました。

それから、今ほども触れさせていただきましたけれども PAZ における安定ヨウ素剤事前配布の概要ということで、今日市長の定例記者会見がございまして、そちらで事前配布の予定を発表させていただいたところでございます。併せて本日付の「広報かしわざき」で全戸に配布になりますけれども市民の皆さんに概略をお知らせを

するというかたちになっております。日程は下のほうに書いてあります。当市の場合は9月17日から10月11日までということで12回行うということでございます。また後ほど新潟県さんのほうで触れられるということですので詳細は省かせていただきます。

それから高桑委員さんからご意見がありました「PAZ、UPZの定義を示すことが必要なのではないのでしょうか」ということでございます。現在作業を進めております広域避難計画の修正への反映やその説明の際にもう少し解りやすくお伝えすることへの配慮を今後とも適切に対応してまいりたいと思っております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは刈羽村さんお願いします。

◎山崎総務課主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしくお願いします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、7月10日に安全協定に基づく状況確認を新潟県並びに柏崎市と実施しております。それから7月29日に安定ヨウ素剤配布に関する説明会を村内20集落の区長さんに実施しております。また本日から村内に対しまして安定ヨウ素剤配布の広報を実施しております。刈羽村からは以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは前回定例会以降の動きの中で委員の皆様からご質問、ご意見頂戴したいと思います。どなたか、はい。それでは高桑さんお願いします。

◎高桑委員

高桑です。東京電力に対して質問の回答のお礼とお願いをひとつしたいと思えます。先回に引き続いた質問にお答えいただきましてありがとうございました。これ、先回よりも解りやすく丁寧に説明を付けていただきましてありがたいと思っております。回答のほうの裏の図を見ましても、風向ごとの実効線量比というところはやはりとても気になるところです。私は前にそちらでフィルタベントの見学をさせていただいた折に、なぜフィルタベントから出た排気を排気筒から出さずに建屋の屋上から出すんだらうということがずっと疑問になっておりまして、私の素人の考えからしますとやはり排気筒からのほうがずっと影響が少ないのではないかと漠然と思っておりましたがこの回答を見ますと、やはり敷地周辺の数値を見ますと1に対して0.45とか0.97というところもあります、どちらに風を向いても1よりは小さい。そうすると敷地周辺の近くに住んでいる住民と敷地の中で作業をなさる方々にとってみてもこれはぜひ建屋の屋上から出すのではなくて、排気筒のほうから出すようなかたちで再検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎桑原議長

高桑さん、それではお願いということでよろしいですね。はい。他におられませんでしょうか。ございませんか。

それでは時刻どおりでございますので、続きまして(2)の新潟県の防災計画に

ついてということでご説明をお願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

では新潟県の地域防災計画の中の、特に原子力災害対策編につきまして、また私のほうから説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。少しお時間頂戴いたします、恐縮ですが座らせていただいて説明させていただきます。

この地域防災計画の関係では横長のカラー刷りの3枚の資料をご用意させていただいております。左上がホチキス綴じでございますのでこの横長の3枚の表でご覧いただきたいと思います。

まず1枚目は計画の中身というよりもそもそものところの説明でございます。左側の少し囲みの中で何とか法だ、何とか計画だ、何とか指針だ、といろいろあるこちらを少しご覧いただきたいんですけども。あとこの囲みの中の上でございます少しオレンジっぽい色が付いてます、「災害対策基本法」ですけれども、この法律につきましては防災全般の原子力災害を含めた災害が対象になっております。原子力防災含めた防災全般に関する最上位の基本法、これが災害対策基本法でございます。国ですとか地方公共団体等によって必要な体制を整備し防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、あるいは災害復旧等の措置などを定めることがこの法律の中で規定されているところでございます。

少し下の方にいっていただいて「原子力災害対策特別措置法」、我々はよく原災法と勝手に省略をしたりしているんですけども、原子力災害対策特別措置法につきましては原子力災害の特殊性を考慮しまして定められたものでございまして、これはどうも平成11年の東海村のJCOの臨界事故がこの法律制定のきっかけといわれております。この法律もJCOの事故と同年平成11年に制定されております。

その下の少し右のほうですけれども、防災基本計画でございます。こちらは報道資料7月7日の日に中央防災会議の委員務める新潟県知事がと申しましたが、まさしくその防災基本計画でございます。防災基本計画につきましてはその上の災害対策基本法に基づきまして、中央防災会議、内閣総理大臣が中央防災会議の会長でございますが、中央防災会議が作成します、わが国日本の防災に関する一番基本的な計画でございます。そちらのほうで各機関ですとか組織の役割などが定められているところでございます。

その下の少し左側で「原災指針」と省略して書いてしまいましたが正式な名称は「原子力災害対策指針」でございます。一般的な防災ですと例えば風水害とか地震なんかもそうなんですけど、まず防災基本計画を受けて国の防災基本計画の見直される内容をいかに都道府県レベルの地域防災計画に反映させるかというのが一番大きなポイントなんですけれども、原子力の場合は少し特殊といいますか、防災基本計画だけでよいかというところと左から出てきています、原災指針が災害の特殊性ということで原子力防災そのものの技術的専門事項をこの原災指針の中で規定しております。この原災指針の中で規定しております事柄については防災基本計画ですとか、地域防災計画、その他にも原子力事業者の方が定めるような防災業務計画などにも必要に応じて反映するものとされております。

ここでようやく「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」と色を付けさせてい

ただいておりますけれども、そこまで到達するんですけれども。参考までに原子力災害対策指針は東日本大震災のあとに設置されました、原子力規制委員会さんのほうで定められたものでして、従来ですと我々、新潟県の地域防災計画原子力災害対策編ということではもちろん防災基本計画は大きな影響を及ぼすんですけれども、防災指針というものを非常に密接な関わりの中で防災計画の中に反映させていただいておったところがございます。現在は原子力災害対策指針ということになってございます。

これらいろいろ出てきました法令、計画に基づきまして国、公共機関のほうでは防災業務計画、我々地方公共団体では地域防災計画を策定しましてそれぞれの役割に応じて災害対応の基本をこの計画において整備することとされております。

例えば都道府県レベルの地域防災計画ということですが、もちろん立地の要件どちらも持っているんですけど原子力災害対策編ということで地域の原子力防災の体制ですとか、防護措置の重点的なエリアがどこなのかということでしたり、避難対応についてどうなのかということが地域防災計画の原子力災害対策編の中で定められているところです。

では新潟県の地域防災計画原子力災害対策編はどんな構成なのかということで、1 ページ目の右側のほうに総則から複合災害までそれぞれ章に分かれてるんですけれども、少し章別で横長に伸びた表をつくらせていただいておりますけれども、まずは総則の中でそもそものエリアの考え方ですとか、原子力災害対策編の位置づけということで規定をさせていただいております。その下から、事前、応急、中長期ということでもまた章立てがございますけれども、事前でしたら予防対策、応急でしたら応急対策、中長期についても復旧等の対策ということで言い換えていただいてもよろしいものかと考えております。

新潟県の場合、複合災害の章が平成21年の見直しの中で新たに追加をさせていただいたところですが、そもそも新潟県の地域防災計画の原子力災害対策編が一番最初に策定されたのは昭和59年の6月で柏崎刈羽原子力発電所の営業運転が開始されましたのが昭和60年の9月、その1年少し前ということでございます。

防災計画につきましては、災害対策基本法の中で都道府県にも市町村にも策定が義務付けられておりまして必要があれば見直しをすることとされております。

新潟県の地域防災計画の原子力災害対策編ですとこれまでの間、最新ですと昨年、平成26年まで合わせて8回の改正を実施しているところがございます。

現在の計画の構成は、先ほどの総則から複合災害、その章立てではあるんですけれども、先ほども少し話しをさせていただいた複合災害という章立てですけれども新潟県の場合中越沖地震平成19年にございました、複合災害の章立てにつきましては中越沖地震の発生を踏まえまして有識者の方をお招きした検討会等で助言などをいただきながら議論を続けておりまして、これは当時全国的に複合災害を入れた計画というのは非常にレアな計画でございました。参考までに平成23年の3.11の時には福島県の地域防災計画の原子力の中には複合災害の規定はなかったと聞いております。

例えば何が入っているのかということですが、県の本部体制ということ、今複合

災害でなくて原子力災害単独の事故が発生した場合には新潟県の本部では県知事が本部長を務めます。その場所はどこかという柏崎に来て県本部を運営するという事になってはおります。当時の見直しの中では複合災害だったらどうするのかという柏崎でも事故が起こりながら例えば大規模な地震とかで原子力の災害対応をしながら地震等の災害対応もするような、例えば東日本大震災のイメージに近くなってしまうのかも知れませんが、そういった場合には、もちろん県の災害対策本部長は新潟県知事になるんですが、それは柏崎に来て陣頭指揮を執るのではなくて複合災害の場合は新潟県庁において指示を出すと、もちろん複合災害の内容によっては、わざわざ道路がどうなっているか、津波が来るのか来ないのか、そんな状況の中で柏崎まで時間をかけて行く暇があるのかということもありますし、原子力だけの対応でないとしてもその地元というよりも新潟市、県庁で指揮を執る必要性が高まるのではないかとといういろんな議論が当時あった中で平成21年の見直しのときに本部体制の見直しなど県として複合災害用にやらさせていただいたところがございます。

実は章立てご覧いただいても内容を見ると例えばモニタリングですとか汚染状況ですとか原子力の固有のいろんなことが項目として出てくるんですけども地域防災計画の原子力災害対策編はもちろん法律に基づきまして基本的な事項を定めているんですけども、ここに定めがない事柄項目というのが実際には正直ありうるんですけどもそれは地域防災計画そのものは原子力編だけではございません。風水害、地震、火山対応ですとかいろんな地域防災計画があるんですけども、この原子力の地域防災計画の中に定まっていない項目については、地震ですとか風水害ですとか一般災害の地域防災計画によるものとなっておりますし、そのほかにもテロ対応ということも今の原子力を考える上では避けて通れないことだと思いますけれども、テロ対応ということでは新潟県の国民保護計画で規定がありましてお互いそれぞれが補完するような位置づけになっております。

今一般災害の地域防災計画の話しをさせていただいたんですけども、実はこの1ページ目の中に中央防災会議ということで国の防災基本計画を定める議論する組織がありますけれども国の中央防災会議に代わるものが都道府県レベルで言いますと都道府県の防災会議ということになります。もちろん最終的には新潟県の防災会議の中でこの見直しをどうするかと最初議論するんですけども原子力の場合はやはり専門的ということもありまして、実は防災会議の下部組織といたしまして原子力防災部会というものを新潟県は持っております。新潟県の防災会議の中で災害固有の部会をもっているのは原子力だけでございます。新潟県防災会議の原子力防災部会の中では部会のメンバー、委員の方といたしまして防災関係機関の方、地元の自治体の代表の方、地域の住民の方、医療、医学や放射線の専門家の方、原子力防災の専門家の方、合わせて17名の方で構成をさせていただいております。特に一般災害よりも、より専門的な観点から議論をしながら防災計画を練り上げるというそういう仕組み、手順になっております。

左側のほうの下、市町村地域防災計画につきましてもこちらは災害対策基本法に基づきまして、県の防災計画と抵触しないようにという定めがありまして参考まで

に、従来の市町村地域防災計画の原子力災害対策編ということだと、そもそも防災対策を重点的に実施するエリアというのは柏崎市さんと刈羽村さんだけという概ね半径10kmとされておりましたので従来は柏崎市さんと刈羽村さんだけが地域防災計画の原子力災害対策編をお持ちのところでございました。実際には事故を経てさらには新潟県の原子力災害対策編を平成24年8月に大きく直ささせていただきましたけれどもその新潟県の計画修正も踏まえていただきまして柏崎市さんですと26年の7月、刈羽村さんですと26年の10月に原子力編の修正をしていただいたところでございます。さらに現在の状況ですとUPZ避難準備区域といわれています7つの市町村さんこちらが平成25年の2月から3月にかけてすべて新たに市町村としての原子力の計画を定めていただいたところでございます。

さらに、概ね30kmの外側の市町村さんといいますか、いわゆる即時避難区域、避難準備区域を含んでいない市町村の中でも新潟市、魚沼市、三条市でも原子力の地域防災計画についても策定をされた市町村もあります。

左側の下に市町村避難計画とありますが、こちらは防災計画と違いまして災害対策基本法で市町村が避難計画を定めるべきという規定はないんですがこれは参考までになりますでしょうか、県の地域防災計画の原子力災害対策編の中で避難計画については県の防災計画において、「県は広域自治体として基本的な考え方を示した広域避難計画等を策定し市町村の避難計画の作成を支援する」旨の規定がありまして、県としては防災計画上の規定を踏まえまして、昨年3月に県としての避難の広域的な行動指針ということを示させていただいたところでございます。

県の広域的な考え方を踏まえていただきまして、柏崎市、刈羽村におかれましては平成26年度中に避難計画の考え方を既に作成してくださったところでございますし、その外側の市町村では最近ですと上越市さんが7月30日の市の議会の委員会の中で上越市としての避難計画の案のようなものを提示されたと聞いております。

内閣府といたしましても今年の6月11日、国としての支援ということで柏崎刈羽の原子力防災協議会の作業部会ということで6月に第1回目の会合がございました。県庁のほうで開いていただきまして原子力災害時の防護対策上の課題などにつきましても議題とさせていただいて、県からもいろんな説明、発言をさせていただいたところです。

そもそものあとに3.11以降の大きな改正ということで3枚目のペーパから説明させていただけるとありがたいんですけども。

23年の3.11以降、国の大きな考え方ということでは24年の10月に原子力災害対策指針が策定されましたけれども、新潟県は原子力災害対策指針が策定される前に原子力防災部会の議論も経まして24年の8月に新潟県防災会議を開いて県地域防災計画の原子力災害対策編の修正をさせていただいたところでございます。そのときのポイントということで少しお話をさせていただきます。

まずピンクの1番、防災対策の広域展開でございます。①のほうから説明をさせていただきますと、まず3.11前の従来の対比ということで説明をさせていただきますが、先ほどと重複してしましますが、従来の防災計画ですと防災対策の重点実施地域といいますと柏崎市、刈羽村だけに限定されておりました。福島事故の実

態等も踏まえまして24年の8月の修正の際には防災対策の県内における実施地域は全域まで拡大するという考え方を改めまして、概ね5kmまでの即時避難区域、国でいうところのPAZのほかに概ね5kmから30kmまでの避難準備区域UPZとよく言われておりますけれどもさらにその外側の半径概ね30から50km圏、新潟県オリジナルネーミングで屋内退避計画地域と呼んでますし、さらに外側についてもオリジナルでございます、放射線量監視地域ということで新潟県については防災対策の実施エリアは県内全域ということで計画を修正させていただいております。結果的に県内全域まで防災対策エリアにするということでございますので例えば「②広域的な環境放射線モニタリング体制の確保」ということでこれも従来は防災計画上は緊急時と発電所周辺で大規模自然災害発生した場合に備えて必要なモニタリング体制などを整備する、従来型の計画はここまででした。県は平常時から県内全域における環境放射線モニタリングを実施するというで修正をさせていただいたところでございます。

同様に緊急被ばく医療対策につきましても広域展開するという考え方をさせていただきました。

ピンクの見出しの2番、実効性のある避難対応ということでございます。まずは多様な避難手段ということで修正をさせていただいたところですが、修正前の防災計画ですと避難される住民の方は原則徒歩により待避所及び集合場所に移動という書き方でさらに避難は原則公共交通機関と自衛隊等が実施するというそこまでの書き方でしたが、もちろん広域に万万が一の際にはなってしまうということですのでこれを修正しまして、自家用車両を含めてバス、鉄道、船舶等あらゆる避難手段を検討して円滑に避難できる手段を、ということで直させていただいたところでございます。実際広域的な避難体制ということに備えとしては必要になりますので、これは修正前の計画の中では避難体制、広域的といいますか、はっきりいってしまえば市町村枠を超える避難というのは具体的な定め記述はなかったんですが、そこはもう広域的な避難体制が必要だと、その体制整備をおこなうと明確にさせていただいたところでございます。

②の避難所運営等にもかかってくるんですけれども、避難施設も事前に選定するというでここでは県は市町村の区域を越えて避難が必要となる場合に備え市町村と協議をして即時避難区域、避難準備区域の市町村ごとに受け入れ可能市町村が複数となるよう調整するというで見直しをさせていただきました。これが先般7月28日長岡市の主催で原子力安全に関する市町村研究会の場で全市町村と調整をさせていただいた結果ということで避難準備区域UPZの市町村を含むマッチングの基本的なパターンを先般示させていただいたところでございます。

さらにはピンクの見出し3番、平時からの備えの充実。①実効性のある防災訓練の実施。防災訓練につきましても3.11前には地震をきっかけとする複合型の原子力の防災訓練というのは開いてなかったわけですが、その後開いた原子力防災訓練は極めてあたりまえですが、地震を想定した原子力防災訓練やらさせていただいておりますし、防災訓練そのものも広域的な実施ということで主催としては市町村になるんですけれども、県として防災訓練を原子力訓練を総合的に実施す

る他に3.11以降長岡市、見附市、小千谷市でも原子力の防災訓練を開いております。県としてもその際にご協力をさせていただいたところがございます。

このページの最後3の②、平時からの防災知識の普及ということに関しましてですけれども、修正前の防災計画の中では緊急時や発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に備え住民の方などに対して原子力防災に関する知識の普及啓発を行うという計画でしたけれども見直しをいたしまして平常時から市町村と県とで原子力災害時取るべき行動ですとか放射性物質の特性など原子力防災に関する知識の普及啓発を行うということで見直しをさせていただきました。例えば市町村が積極的に作成していただいております各住民の皆様向けのパンフレットですとか原子力だよりですとか県としては昨年10月に県民だよりの臨時号に原子力防災の関係と技術委員会の議論の関係を世帯配布をさせていただいたりしてございます。

1枚戻っていただきまして、今度次の県地域防災計画原子力災害対策編の修正ということ、これは実は25年度とありますが、実際には昨年3月に見直しをしたところがございます。こちらが3.11以降2回目の修正ということでございます。

まず1番ですと、災害対策の重点エリアの明確化ということでございます。特に避難準備区域いわゆるUPZの市町村がどこの境界線までをどうするか、30km圏といわれてもまさか同心円で区切るわけにいかないのがコミュニティや集落があるという実態がありますのでここは市町村、県が調整させていただいた中で、長岡市であれば旧栃尾市を除くところまで避難準備区域にしようとか見附市では見附市全域を避難準備区域にしようとかこれを市町村ごとに明確化して地域防災計画の中に見直し結果ということで記載をしたものでございます。

2番としましては緊急時モニタリング体制の見直しということこれは主には原子力災害対策指針の見直しを踏まえた修正でございます。国が緊急時モニタリングを統括をすると県はその中に参画をすると尚初動体制は県が主体となって実施をするという内容、県として緊急時モニタリング計画を作成するというようなこと、安定ヨウ素剤につきましても配布体制を強化するというところで事前配布体制等の整備について記載させていただいておりますし、最後4番、即時避難困難時の対応ということで実は今日この会場の広報センターなんかも対象になっておるんですけれども放射線防護機能を備えた施設整備ということでございます。こちらは少し計画を読まさせていただきますと「県は国及び市町村と協力し即時避難が容易でなく一定期間留まらざるをえないことを想定し放射線防護機能を有する施設等の整備に務める」そのような規定を昨年3月の見直しのときに追加させていただいたところがございます。

足早で以上でしたが、安定ヨウ素剤につきまして本日知事定例記者会見で話しをさせていただいておりますのでその件について説明をさせていただきます。

◎宮本医務薬事課長（新潟県）

説明員交代いたします。新潟県福祉保険部医務薬事課長の宮本と申します。4月から着任しておりますので本日この会は初めての出席になります。よろしく願いいたします。今ほども説明がございましたし、先ほど柏崎市さんから本日市長が発表したということでございましたけれども、県のほうでも本日安定ヨウ素剤の事前

配布につきまして知事が記者会見で公表しております。お手元の報道資料、右肩に新潟県とマークのある資料をご覧ください。枠で「原子力発電所から概ね5km圏内の住民に対して、安定ヨウ素剤を事前配布します。」という資料でございます。

この5km圏内のPAZ内の事前配布につきましてはこれまで柏崎市さん、刈羽村さんとか関係機関の皆さんと協議を進めてまいりましたがようやく準備が整ったということで今日発表に至ったということでございます。資料に沿って説明させていただきますけれども、対象者はPAZ内に居住する3才以上の住民の方ということで、柏崎市さんが約1万5900人、刈羽村さんで約4700人ということになっております。配布日につきましては柏崎市さんが9月17日～10月11日の12日間、刈羽村さんが10月21日～10月25日の4日間ということになっております。

配布日につきましては対象者の方に日時、会場を記載した開催案内を柏崎市及び刈羽村さんから直接個別に送付することになってまして、裏面を見ていただきたいんですけども、各地区ごとに会場が設定してあります。基本的には案内に記載された会場で説明会に参加していただいて安定ヨウ素剤を受領していただきたいんですけども、どうしてもその前に記載された会場が都合が悪いということであれば同じ市、村内の別の会場でも受け取ることができるということになっております。

表に戻っていただきまして、配布方法簡単に説明いたしますと、各会場において説明を行ってその後に安定ヨウ素剤を配布するというので、(2)説明会の内容でございますけれども、説明会では安定ヨウ素剤というのは医療用の医薬品でございますので、副作用や現在飲んでいる薬等の服用の確認が必要だということでございまして、医師、薬剤師、保健師、看護師さんという医療関係者の確認が必要になります。ということで当日事前に市村のほうから事前にチェックシートというものが送られまして、そこには現在どんな薬を飲んでいるか、過去どんな病気になったことがあるか、書くシートが送られますのでそれを事前に書いて当日持参してもらうということになっております。

そのチェックシートを当日薬剤師さん、保健師さんなりが確認して若干まだ心配があるという方は医師の方が最終的には問診をして服用可能かどうかという判断をするという状況になっておりますので、この説明会にあたっては地元の医師会、薬剤師会の多大なご協力の元に説明会を開催するという段取りになっております。

具体的には3歳以上13歳未満の方には1錠、13歳以上の方には2錠配布ということになっております。また本人がどうしても出席できないということであれば家族の方であれば代理受領ということも可能でございますけれども、そのときも本人の既往症だとか薬の状況は全部記載して持ってきてもらう、またそれについて確認させてもらうことになりますので説明できる方が代理していただくことになっております。

以上簡単ではございますけれども詳しくは先ほどの説明にありましたけれども柏崎市さんの広報ですとか刈羽村さんの広報で内容を確認していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。新潟県さんから長時間にわたってご説明をいた

だきましたが新しく委員さんになられた方、この説明でご理解できましたでしょうか。まあ、できればどんな感じかということでご発言願えればなと思うんですが。どなたかおられませんか。はいどうぞ、中川さん。

◎中川委員

とてもじゃないですけど理解できないです。一部一部わかるところもあるんですけどもこれをつなげると、

◎事務局

あの、マイク使っていただけますか。録音しているものですから。

◎中川委員

全部理解するには私の頭ではダメです。申し訳ないです。

◎桑原議長

ありがとうございます。これからもですね、まだこれで終わりということではありませんので、細かいところまで説明をしていただきましたが難しい言葉もございますし、まだ入ったばかりの委員さんはなかなかご理解がどうかと思うんですが、今後もですね、今回限りじゃなくて定例会の中で説明を受けたり、皆さんから質問をいただければと思うんですけれども。石田さんいかがですか。

◎石田委員

はい、石田と申します。今細かにある程度説明していただきまして、この説明の右側に第一章三節とかいろいろあるんですが、それをみれば全部わかるんじゃないかなと思うんですけれども、今委員さんから言われたように即、頭の中で理解はできませんので、今会長が言われたように気が付いたときにここにお聞きするという事でお願いしたいと思います。

それで今新潟県さんのほうで安定ヨウ素剤の事前配布ということで説明をいただきまして、チャートの中にそれぞれのコミセンがあるんですが平日のところもあります。やはり家庭によっては勤めをもっている方もいらっしゃると思いますので6時半といわずにもうちょっと時間を延ばして会社帰りに、みたいなものも配慮していただければなあと感じました。いかがでしょうか。これ決定なら仕方ありませんけど、そこ行ってちょっとくらい時間いいよ、ということになれば各町内会長さんなりに通達いただければありがたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

◎宮本医務薬事課長（新潟県）

はい、じゃあ私のほうからお答えします。この受付時間につきましては、スタッフの配置とかですねいろんなことが絡んでましてこれから時間を延長すると厳しいと思うんですけれども、先ほどご説明しましたけれども、例えば高浜の方は高浜のコミュニティセンターに行ってくださいというふうに指定されていますけども、そこで都合が悪ければ、例えば土日のやっている会場に行ってもらうこともそれは可能ですのでそういった対応にさせていただければと思います。

◎石田委員

そうですか。ありがとうございます。それは申し込みなり何なりしなくて突然行ってもよろしいのでしょうか。

◎宮本医務薬事課長（新潟県）

はい。それはその場で受付できるようになってますので大丈夫です。

◎石田委員

ありがとうございました。そのようにまた町内のほうには言わしてもらいます。  
ありがとうございました。

◎桑原議長

それでは今ほど新潟県さんからご説明を受けた件につきましてどなたでも結構ですので、ご質問ご意見ございましたら手を挙げていただきたいと思います。それでは中村さん。

◎中村（明）委員

中村明臣です。以前からよく安定ヨウ素剤配布という話を聞いたんですが、何年も前から、何回も何回も聞いてるんですが、欲しいという人も当然います。すぐにでも欲しいという方もおられるんですが、一緒について回っていることは副作用があるよということなんですけど、それがなかなか未だだって私も今も説明を聞いても何がどういう副作用があるのかということは一切聞いたことがないですね。皆さん知っておられる方もいるかもわかりませんが、どういう人が飲んでよくてどういう人が飲んで悪いのかということはやはりちゃんと公表しないと、よほど怖いものを飲むような感じがあるんですよね、私は。そのへんの説明ができましたらどうぞお願いしたいと思います。

◎宮本医務薬事課長（新潟県）

じゃあ、あのお答えします。今回具体的に事前配布をするということになりましたので個々の今回対象の方には事前にチェックシートというのを配っております。そこに今いろんなどんな薬を飲んでいるか、既往症はどんなものがあるかというのを打ってまして、そこのチェックをクリアできる人は基本的に飲んでもよろしいということで、私は医師じゃないんで詳しいところはあれなんですけれども、あまりそういったことに引っかかるという方はほとんどいなくて、ヨウ素剤ですので昔でいうとヨードチンキ、あれはヨウ素が入ってるんですけどね、ヨードチンキだとかうがい薬ですね、特定をいうとあれですけど、イソジンのうがい薬みたいなやつにヨウ素が入ってるんですけど、そういったものでちょっとアレルギーが出たというような人がちょっとさらにそこにヨウ素剤を飲むものですからちょっと厳しいということになるんですけども基本的にはあまり心配はなさる必要はないのかなと思ってます。

◎中村(明)委員

はい、ありがとうございました。そうしますとなぜそういうことが文面になって公表されないんでしょうかね。未だかつて。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

柏崎市の小黒でございます。市民の皆さんに公表されてないじゃないかとかいうことなんですけど、おっしゃるとおり今まではそういったお話というのはあまり公表されていなかったという事実はございます。ただ今回は説明があったとおりチェックシートの中でどういう既往病がある方とか、どういう症状がある方とか、どういうお薬を飲んでいる方というのはそれぞれの方のところにチェックシートがまい

りますのでそれで確認いただくということが出来ます。それと合わせて Q&A も当日会場でお配りをします。事前のご案内に簡易な Q&A はお送りする。そんなかたちで対象の方々にはわかるようにお知らせをするという予定にしております。

◎中村（明）委員

はい、ありがとうございました。と、いうことは該当者には事前にそのような一覧表が来ると、もっと詳しく知りたい人は現場に行って確認するという事で認識いいですかね。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

それはあの現場っていいですか配布の会場で詳しい Q&A をお渡しするというかたちになりますし、それから中にはテレホンサービスのなところへ、ご紹介いただくこともできるようなご案内もさせてもらっています。

◎中村（明）委員

ありがとうございました。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは高橋さんどうぞ。

◎高橋（優）委員

高橋といいますけれども、説明の開催日を見ますと、普通の日がけっこう多いですよ、木曜日とか金曜日とか、それも13時から18時30分。この時間帯ってうちの多くの働き手っていうのは職場にいつているわけですよ。うちの親戚もこの高浜コミセンの中にいますけども86歳で高齢なんですよ。その人が行ってですよ、この質問に答えて既往症や服用中、あるいは家族のことなんてわかって最後に、「はい。ありがとうございました」って2錠もらって帰れるものなんですかね、家族のものを。一般的には高齢者がほとんどしかいない時間帯だと思うんですが。これ土日だとか祝日だとかに、そういうことってできないものなんですか、そういうことって考えたんでしょうか。

◎宮本医務薬事課長（新潟県）

それで、先ほども説明しましたけども土日の何日か設定しております。日曜日は特に朝9時から18時30分ということではほぼ一日あけてであると。全部の地区でそうするわけにはいかなかったんですけども何日かそういうかたちでやっております、またチェックシートの関係でございますけれども、そういった心配のある方はたぶん高齢者の方多くいると思いますのでそのために薬剤師さんとか保健師さん、看護師さんを多く配置しておりますので、そこで本人が例えばわかんなくて書けないという状況であればそこで確認して、一問一答くらいでその場で確認して書いていただくというようなことになるかと思えます。そのへんの体制はとっておるつもりでございます。

◎桑原議長

はい、それでは他にご質問ご意見。高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。今 PAZ については説明がありましたけれども、UPZ についてのヨウ素剤配布の見通しといいますか、計画はどのようになっているのでしょうか。

◎宮本医務薬事課長（新潟県）

はい。今回は5km圏内PAZということで準備が整ったということで9月から開始するというごさいます。国の原子力災害対策指針においては、UPZ 圏内については事前配布は必要ないと、国はそういう考え方を示しておるんですけども実際にいざというときに、その場合は緊急配布と、備蓄しているところから職員が配って緊急配布というかたちになるんですけども、実際誰がどのように配るんだということで非常に課題があるということもありまして、県といたしましては基本的にはやっぱりUPZ内でも事前配布が望ましいという考え方であるんですけどもPAZ内の事前配布だけでも相当な労力とマンパワーが必要だと、それから財源、お金も必要だということもあってですね、また市町村さんの事務手続きも相当な過大なものになるということもありまして、そのへんはまた市町村さんとかいろんな関係機関と調整しながらどういうやり方がいいのかというのを検討していく必要がございますので今段階ではそのへんの見通しは立っていないという状況でございます。

◎桑原議長

それでは、石川さんですかね、どうぞ。

◎石川委員

高桑委員の今ほどの質問と同じような内容になるんですが、UPZに関しては備蓄されているものが在るわけですよ。それがどのように配布、現実的に配布可能なの見通しだけでも立てる必要があるんじゃないかと思えます。特に学校にも置かれていますよね。小中にも配備されてますけど。それは避難所として使われた場合にそこにあるものを住民の皆様に提供できるという目的なんだと思うんですね。学校の生徒さんにとということもあるんでしょうけれどもそのヨウ素剤の管理はいったい誰の責任にあるのか、私ちょうど学校薬剤師をしているものですから担当校なんかに聞くと養護の先生も知らないんですよ、どこにあるのか。どうも校長室の金庫にあるらしいみたいな感じでしか知らないんですけど、じゃあいったい何かの時にどうやって誰が配るのかっていうことがまったく何かよくわかっていない。そこはやはり知らせるべきではないかと思えます。

それと先ほど高橋委員のほうからお話のあった、まったくそのとおりでと思うんですね、お年寄りの方が今回のPAZで配布される話ですけども。そのチェックシートというのが事前に配布されるんですね、それを基本はご自分で確認して書いてくる、ですから一家5人だとするとたぶん5枚おそらく来るんじゃないかと思うんです。それを持ってきてそれをチェックするのがそこにいる薬剤師なり保健師なり看護師になると思うんですが非常にわかりにくい内容です。今申し上げておきますけどきつとこれ実際に配られたら、いったいこれは何を言いたいのかなというのがまったくわからないと思えます。これの内容については今ここで議論することではないので控えますけれども、たぶん国からこういう内容がそのまま下りてきて、だいたいいつもそういうかたちですよ、県が、市が、このとおりに作られたんだと思えますけど、これもまた市民の間で配られたらいろいろ問題になるんじゃないかと思って心配してます。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございます。高橋さん、どうぞ。

◎高橋（武）委員

高橋です。関連です。私も安定ヨウ素剤の件は、今日公表になりまして一步前進だと思えば同時にやっぱり実際の説明会が私は6kmなんであまり関係ないんですがこのときになったときに本当に実際どうなるんだろうなというのがちょっと不安がやっぱりあるところです。やっぱりヨウ素剤というのはやはり私たちなんですかね子どもが特に守りたいという感覚があると思ってます。これでちょっと私の個人的な意見っていうか思いなんですけどやはり学校関係で小学校または保育園健康診断とかあると思うんですよ、そのときにヨウ素過敏症とかそういうふうな健康診断でいうものをですねできないものなのかっていうのが市なのか県なのか、どこにお願いしていいのか要は金がないのかそのへんの判断がちょっとよくわからないんですがなんかそういうふうになればできれば一番守りたい子どもとかですねお子様を守るのが私たち親の役目なんじゃないかなと思ってますのでこのチェックシートっていうのがちょっと非常に不安なのかなと思ってます。意見です。

◎桑原議長

意見ということで。他にございませんか。どうぞ。

◎中村（伸）委員

中村です。以前におしえていただいたと思うんですけどもう一度おしえていただきたいんですけども。仕事で5km圏内に入っている人の対応はどうなっているんですかもう一度おしえてください。

◎桑原議長

新潟県さんということでよろしいんですか。それとも柏崎市さんですか。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

私からお答えさせていただきます。今回お配りをさせていただく住民の方々というのは基本は住民基本台帳に登載をされているの方々ということであります。したがって例えば長岡市に住所があって、柏崎市の事業所なり会社なりにお勤めの方、そういった方につきましては配布の対象者にはなりません。じゃあそういう方々はどうするんだといったときにはですね、発電所で異常があつてちょっと危ない状況がきそうだとした場合にですね、これは企業にお勤めの方々は自宅に帰るように促すということになろうかと思えます。当然旅行者もおいでだと思えますが、そういった方々もお帰りになっていただくという広報をさせていただくということであります。お子さんなんかもちろんなんですが、ただ親御さんが迎えに来れない方もおいでかと思えますけれどもそういったときには学校で最後まで面倒を見るところになります。

◎桑原議長

はい、それじゃあ関連ということで、高桑さんで最後ということでお願いします。

◎高桑委員

高桑です。関連してお願いですけれども、早く出て行くように促すといひましても例えば刈羽村の場合にはあそこでサッカーやっているかもしれない、子ども達が。そういういろんな場面が考えられるのでそういうときにもちゃんと対応できるよう

にね、いろんな住民の意見を入れながら徹底した対応ができる工夫をぜひやっていただかなければ困ると思う。ただなるべく早く帰りなさい、ということだけでは済まない問題がたくさんあるんじゃないかと思いますけどよくお考えいただきたいと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。ご意見として挙げていただきたいと思います。それでは次にまだ議題が残っておりますので（２）はこれで閉じさせていただきます、若干時間をオーバーしておりますけれども５分間休憩ということでそれから（３）のフリートークに入らせていただきたいと思いますので、皆さんがお帰りになり次第始めさせていただきますが、約２０分ということでお願いをしたいと思います。休憩に入ります。

－ 休憩 －

◎桑原議長

それでは皆さん全員お戻りになりましたので（３）のフリートークに入りたいと思います。このフリートークという場は第７期の体制に移行してから３ヶ月を経過しておりますが委員間同士の話し合いをする場がなかなか作れませんということで今回は新しい委員さんを優先に時間配布をさせていただいてこの会に対する注文とか、今考えていること、どんなことでもけっこうですのでご発言をお願いしたいと思います。それでは私のほうから、まず新しく委員になられた方、時間があつたら旧委員の方ということにさせていただきたいと思いますが。事務局のほうでは時間配分のほうどういたしましょうか。

◎事務局

制約もありますので持ち時間一人２分をお願いいたします。２分経過しましたらベルを鳴らしますので発言をまとめる目安にいただければありがたいと思っております。

◎桑原議長

２分ということでございますんでちょっと短い時間でございますが今思っていることなどをご発言願えればと思っております。それでは、中村委員さんのほうから順番にということでご指名させていただきます。

◎中村（明）委員

はい。しゃべりだすと何十分もしゃべっている人間が２分というのはきついんですが余計なことを言っていると時間過ぎますので、案内に「この会に入ってどんなことを思うか」とか「この会でどんなことをしてほしいか」という副題が付いてましたんで率直に意見を述べさせていただきますが、申し訳ありませんが正直な発言をいたしますと何も思わないですし、してほしいこともありません。たぶんここに参加している人や地域の方々は一様に「原発は危険なので早く稼働を止めてほしい」という考えの一方、「エネルギー資源の乏しい日本に原発は必要なのではなかろうか」との自問自答を繰り返しているのではないかと思っております。もちろん確

信をもって原発を推進したり反対をしたりしている人がいることももちろんだと思います。おられると思います。原子力発電にかかる問題は柏崎市はもとより世界中に様々なかたちとして問題が投げかけられております。我々といいますか、協同組合ニューエネルギーリサーチの方々は主に次の点を危惧として捉えております。

ひとつに柏崎地域経済若しくは日本全体の経済疲弊の回避としての原発、それから2つめに地球温暖化防止対策としての原子力発電、3番目が原発に関わる経営陣の体質、というようなことについて述べてみたいと思います。

まず経済問題ですが柏崎市の経済は原発停止後疲弊の一途を辿り復活さえ難しい段階まで及んでいるのではないかと考えております。エネルギー資源に乏しい日本におきましては日々100億円を超える化石燃料の輸入をしており日本国経済を赤字にさせております。よく廃棄物について問題になりますが人類が知恵を出し合い原発の廃棄物処分場を探し求めることが急務であります。我々が考えている以上に地球は広いことを知るべきであります。えっもう終わり。半分もしゃべってない。

要約としては柏崎市は推進派と反対派が戦いをまさに毎日繰り返してます。そういうことは大変な不幸なことであってこの地域の会から発信することはほとんどないと思いますがやはり原発を運営する経営陣の真摯なる経営を期待してこの会に臨んでおりますのでよろしくお願いいたします。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして石川委員さんお願いいたします。

◎石川委員

私は、前回配りました講演会の案内のことで物議を醸してしまったので前回は発言しなかったのですが、地域の会の概要という、地域の会の視点を改めて読みますと、会が認める各種団体及び地域の推薦を受けた25名の委員で構成ということですが、私はプルサーマルを考える医療者の会からの推薦ということでこの会に参加させていただいているわけですが、その会自体が地域の会で認められているということですよ。その会が主催する講演会のご案内をこの席で皆様にさせていただくのは別に間違っているとはちょっと思えなかったんですね。それをこのテーブルに載せるのは悪いというふうに石坂さんがおっしゃって、私も今日欠席なのは知らなかったんですが、そのときはどういうことかなと思いましたけれども、例えば町内会の代表としていらっしゃる方が町内のイベントのチラシをここで皆さんに配るといってちょっと違う感じがしますが一応皆さんに聞いていただきたいという関連した内容でしたらこの場でお配りするのはやぶさかではないんじゃないかという感想を持ちました。もっとみんながフランクに話せるような雰囲気作りをしていったらいいかなというのが印象として残りました。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして三宮委員さんお願いいたします。

◎三宮委員

三宮です。フリートークということなんでちょっと思いを言わせてもらいます。

最初の自己紹介のときもお話させていただいたんですが今回この会で推進団体をみたら私5つ所属しておりました。前も言ったんですけど。刈羽村で生まれ育ち、今もそうですけれども。会社をやっておりますそれは柏崎市にあります。なんで刈羽村も柏崎商工会も入っているという関係で旧 JC を含めてということなんですけれども、小さい頃からも生まれた頃からも原発は工事が始まりました。工事内容も職業柄というのはなんですけど建設当時から見えておりました。それで今まで育ててやっぱり原子力発電所をなぜ誘致したかという問題に結局いくんですけども先代の方々がやっぱりここには必要だからということで決議されて誘致された原子力発電所がここにあるという中で結局は柏崎刈羽地域とこの地元と原子力発電所は共存共栄をしていくんだと思ってますし、たぶんそうならなければいけないんだと思って発言しております。そんな中でこれからどうしていくのか地域の会は、というところで会則に戻るんですけども、発電所の安全を確保することを目的としてということなんで、結局推進する立場からのものの言い方になるかもしれないんですけども、これまであんまりかけられた時しかしゃべんなかったんですけど、もうちょっとですね、申し訳ないですけど今日の新潟県さんの防災計画の説明ということでもうちょっと期待してたんですが、この資料の内容であの説明だとちょっと理解し難いなという思いもあります。今まで何回か3回かな出席させていただいていろんな意見も聞かせていただきました。発電所の安全に関する、というところでもうちょっと建設的な意見を皆さんで話し合いたいなという思いがすごいです。当然必要なことはいっぱいあるとは思いますが、もうちょっとそのへんを皆さん、委員さんじゃなくて説明される方がそのへんを踏まえて、チンが鳴りましたねすみません。皆さんでもうちょっと話しをできればいいんじゃないかな。それをオープンにしていければいいんじゃないかなと思っております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは中川委員さんどうぞ。

◎中川委員

私、大湊町内で原発のサイトから1 km 離れてない場所で住んでるんですけども本来ならば一生懸命こういう災害ですとか訓練を聞いたり勉強したりしなきゃいけないんですけども自分なかなかそういうのが嫌いなもんで私も入ったとき順番で入ってきたっていう冗談ですけど、さっき言いましたように説明を受けてもなかなか理解できません。でもこの会に入ってここに自分の問題をもってくれば誰かが答えてくれるなというのがわかりましたのでまたこれからこういういっぱいな資料を家へ帰ってよく読んで質問したいなと思っています。短いんですけど終わります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして三井田委員さんお願いいたします。

◎三井田委員

三井田です。私もそんなに入ってもないのがありますし質問もそんなにしていくわけではありません。かけられた時に話してるくらいなんですけど、何となく参画させていただいていてももちろん原子力発電所に対する考え方はこちらに参画されて

いらっしゃる方それぞれの立場があるとは思いますが、先ほど三宮さんもおっしゃいましたけれども、今も既にあるものに対して本当に知識の高い方のご質問もあればもっと一般民間レベルの人が感じる不安とかって、こういうのってどうなってるんだろう、とか、こういうのって大丈夫なんですか、みたいなものをフランクに答えてもらえるような空気ってなかなかつくれないものかなあと思いながらいつも会に参画をさせていただいています。

その中で本当に危険とか安全とか安心とかに対しての不安からご質問されていらっしゃる部分も多くあって、なるほどなと思うこともあれば、とにかく言わなきゃみたいな事で発言をされたりとか、もしくはそのなるほどなと思うところに無理に質問したりする必要もないのかなと思いつつ、ちょっとまとまらなくて申し訳ないんですけども、もう少しこう、特に新入で入った私も含めた人たちが日々疑問に思っていることとか、不安に思っていることを聞きやすい環境がもっとできたら嬉しいなと思っているのと、合わせてオブザーバーに来てくださっている方、そうそうたる方が来てくださっているんですけども、いつも思うんですけども、まあ確かに事故を起こしたのは東京電力で、まあ東京電力が悪いんですけどそうは言ってもどうも一義的には東京電力って時の首相が発言して以来国策でやっているはずなんで、国の方が全面に出てきて然るべきところの責任の所在が追及されるのはいつも事業者だけで、俗に言う自治体も含めた企業は基本的に言うと営利目的で展開してるので稼ぐことは悪いことじゃないと思うんですけど、そこで絶対に逃げないのは国であり県であり市町村であり自治体の方を我々は絶対に変えることのない拠り所として信頼していきたいんですが、どうもその方々がまあ担当さんによるのかもわかりませんが、けっこう他人事ほかったり、そんなに熱が入ってないように感じるのは私の勘違いであればいいんですけども、もうちょっと真摯に向き合っていたらいいなというふうに思います。以上です。

#### ◎桑原議長

ありがとうございました。それでは須田聖子委員お願いいたします。

#### ◎須田(聖)委員

須田聖子です。委員の皆さんがとても勉強なさっていて、ハードルが高くて、私なんかのたわいもない質問意見など時間がもったいないんじゃないかと思ってなかなか発言しませんでした。今日はなんでもいいということなので3つ質問ていうか意見がございます。ひとつ目なんですけど、放射線のモニタリングポストのことです。宮川地区にあるモニタリングポストは流れるテロップのような電光掲示板で表示されているんですけど、車で走っていてもよくわからない、お天気がいいと西日が差し込んで掲示板が見えないということが多々あります。また、発電所から大湊の間に、たぶんサービスホールの隣りあたりにひとつあるんですけど草が生えていて見えない。なんかモニタリングポストの役割って何なんだろうと思いました。

次2つ目、防災訓練についてです。PAZ地区に例えば東電の人が確かな情報を持ってきて住民の避難に手助けをしてあげてほしいなあと思っています。例えば高浜地区は市の職員の方がいらっしゃるっていても道路状況が悪かったりするとなかなか駆けつけてくれる時間がかかるかもしれないので、そのときまた高齢者も多いです。

そのときに東電さん、事業者が確かなはっきりとした情報を持ってきて何かしてもらいたいかなあと思いました。

3つ目です。構内の視察に行っていました。ありがとうございました。泉田知事さんも幾度も視察をされたと思いますがそのときのコメントもちょっとお聞きしたいかなと思いました。以上でございます。ありがとうございました。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして、須田年美委員さんお願いいたします。

◎須田（年）委員

はい。須田でございます。よろしくをお願いいたします。私はこの会の印象として委員の数よりオブザーバーの数が多くとても緊張するというのが第一印象でございます。

それから再稼働するにしても廃炉にするにしても私たち柏崎刈羽住民、この30km圏内といいましょうか、この近隣に住む住民は4、50年間はこれと一緒に過ごさなきゃならないという現実があるわけなんですけれども、非常に防災計画、防災という点が後回し、国から来ない、県から来ない、市から先にはいけないというようなことがあってなかなか進まない。私らは安全に住んでいたいというのが一番の願いです。

次、高レベル廃棄物が柏崎原子力発電所にはとても多くあるわけなんです、これがテロ等の標的にされた場合どんな状況になるのかとても不安です。

次4番として、東電の敷地内というか、中でも高レベル廃棄物の設定したところ周りの住民から反対されたというようなこともあるわけなんですけれども、私らが会社とかいろんなところで辞めるときには退職金とかそういうようないろいろな、後々で必要なものについては積み立てをすとか用意をしておくわけですけども、この高レベル廃棄物がまだまだその、する場所が決まっていない、どれだけお金がかかるかというようなことも未定の中でこれは国が用意するのか、東京電力さんが用意するのか、そこらもわからないんですが、電気料金にどのくらいの上乗せになるのか、とても不安だというのが市民レベルでの質問でございます。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして池野委員さんお願いいたします。

◎池野委員

はい。私も今年から市民ネットより推薦を受けましてこの会の会員になりましたが、前回突然お休みいただいたのはまだ2才の息子がおりまして急な発熱で当日お休みさせていただきました。幼い子どもを持つ母親としてこの会に参加する意味があるといいなと思って受けさせていただいてここにいるんですけれども、やはりこの時間帯が幼い子を持つ母としてはとても厳しい時間でして、一番本当は夕食を食べさせてお風呂に入れて寝かせるみたいな時間帯を両親に預けてお願いしてまで月1回ここに私が出てくる意味があるのかなと思ったときにメンバーを考えさせていただくとやはりこれからの柏崎刈羽のことを考えると若い母親の意見というのをな

かなか直接そうそうたるメンバーの方々にお伝えできる場というのがないのでそういう意味ではとても貴重な会であると感じています。ただ、もう少し例えば幼稚園とか保育園、小中学校の先生とかの枠とかがあってもそういう人たちの意見もこういう場に出たらいいのかなと感じることがありました。それから毎回この夜の時間帯だと出るのがなかなか厳しいので昼間の時間帯とかの会議というの、もしできたらいいなというふうに感じました。フリートークということで私が感じていることを少しお話をさせていただくと、私も3.11以前までは正直原子力発電所にまったく関心がなかったというか、あんまりしらなかつたんですけど、たぶん私と同じように3.11以降に原子力発電所ってというのは1回事故が起こるとああいうことになるんだということにすごく気が付いて何か勉強し始めた方が多いのではないかなと私も思っています。自分も今までとても無知だったので3.11以降はいろいろな本を読んだり講演会に行ったり映画を見たりしていろいろ勉強しているところなんですけれども、一番はやっぱり子ども達というのは大人の4倍も放射線の影響を受ける健康被害を受けるということで今の福島の状態を思うとこれが柏崎刈羽原発での事故だったらと思うと切ないなあといつも感じています。原子力発電所ってというのはそれほどまでにすごく被害の大きいものであるということ、今改めて感じているのと、ただこの場はいろんな立場の人がいるのですが、今後絶対廃炉になっていくのかなと思うのですが、そういう技術を高めて賛成とか反対の枠も超えて一緒に考えていける場になるといいなと思っています。ありがとうございました。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。引き続きまして中村伸哉委員さんお願いします。

◎中村(伸)委員

はい。刈羽村商工会から任命されて参加しています。中村伸哉です。地域の会の印象としましては毎回そうそうたるオブザーバーの方、テレビカメラが回ってるってことで、鼻もほじれない真面目な顔をしなきゃいけない、そんな印象があるので、でももうちょっとフランクに話していただけたらいいなと思っています。

私のことと私の考えをこれからしゃべらせていただきます。私は1年前に父親から会社を継ぎ代表をしています。主に自動販売機のベンディングをしまして毎日原発構内に入っています。私と同じように柏崎刈羽で事業をしている会社なら、直接的、間接的にも東電、協力会社と仕事でつながっている会社はたくさんあると思います。だからこそ、今の柏崎刈羽があってこれからの発展のためにもお互いの手を取り合わなくてはいけないと思っています。

私には3歳の息子がいます。息子には将来、県外で仕事をしてほしいし、国外でも、もちろん地元でも好きなようにしてほしいんですけども、ただ地元で働きたいと思っても仕事がない、そんな選択肢を狭めることがないようにしなければいけないと思っています。今働いている私たちが考えて努力しなければいけないと思っています。そのためには原発を再稼働し地元が活性化し発展させる、これが柏崎刈羽で育った将来の子どもたちのために今の私たちができることだと考えています。ありがとうございました。

◎桑原議長

ありがとうございました。引き続きまして、石田委員さんお願いします。

◎石田委員

はい。石田栄久と申します。私、今誤算しているのが、実はフリートークというのがレジュメをいただいたときに、我々会員だけかなと思ったものですからそうそうたる皆さんがいる前でするんならもうちょっと考えてくれば良かったなと思って反省しているところなんです、そのへんはまたあとで今後お聞きするというのにしたいと思いますが。

まず私が今までのこの会に参加させていただいたことにちょっと述べさせていただきますが、まずこの会に入会させていただくにあたって地域の会の10年の記録というところの、これは地域の会の広報にも載ってるんですが、目的というのを見させていただいて、その中の文面に惚れ込んでこの会に入らさせていただいたというのが私自身の考えでございます。長い文の中でかいつまんで言いますと、「発電所そのものの賛否はひとまず置いて」という部分。「地域住民の素朴な視線による監視活動」というその長い文面の中であるんですが、そこに惚れ込んで私は入会させていただいたのがまず現実なんです、5月から参加させていただいて、今も持っているんですが皆様方の立派な発言にただただ感心しています。私も少し近づきたいなあと思っております。どんな会でもそうですが、自分の思いを相手に伝える難しさを改めてこの会に皆さんのなんといいですか、お言葉を聞きまして改めて感じております。

素人の私が監視活動はできないと思いますが地域住民の一人として今後いろいろ質問させていただければありがたいです。この会が和やかにそして会員の皆様と町で偶然会っても挨拶を交わしてもらえよう願っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。

10名の方より今思っていること、今後どんなかたちにしてほしいということ率直にご意見をいただきました。またこの会の運営に関しまして皆さんの意見を取り入れられるものについては随時取り入れていきたいと、そんなふう考えております。残念ながらちょっと時間もないので旧委員さんはちょっと発言の場は今日はないということでご理解をいただきたいと思っております。それで、(3)のフリートークというのはこれで終了させていただきたいと思っておりますが、このあとです事務局のほうから定例会のご案内、運営委員会のご案内が出ると思うんですが、運営委員会に皆さん一般委員の方が傍聴をぜひお願いしたい。これは今月は8月19日の6時半からとなっておりますので都合のつく方は17日くらいまでに、私ちょっと出てみたいという方がおられましたら事務局のほうにご連絡いただいて運営委員会の中ではどんなことがされているのか、そして運営委員会が出たご意見等も皆さんが共有できるようにそういう場も設けたいというふうに思っておりますのでぜひ積極的にご参加をいただきたいと思っております。

それでは次第の内容も全部滞りなく終わりましたので、これで終了させていただきます。後は事務局から報告がございますのでお願いいたします。

◎事務局

それでは事務局から2点連絡をさせていただきます。今ほど会長のほうからありましたけども、次回の154回の運営委員会でございますが、8月19日水曜日午後6時半から当センターで開催を予定しております。もう1点、147回の定例会でございますが、9月2日同じく水曜日ですが午後6時半から同じく当センターで開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして地域の会第146回定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。